特別委員会の設置について

1 委員会名称

涌谷町議会活性化調査特別委員会

2 設置目的

涌谷町議会基本条例(以下「基本条例」という。)の制定から10年が経過し、基本条例制定当時から議会を取り巻く状況及び議会内部も大きく変化した。また、基本条例第17条において、涌谷町議員は倫理性を自覚し、議員としての影響力を不正に行使することのないように行動することが規定されていることから、基本条例の目的の達成状況その他議会活動及び議員活動について、基本条例第20条第1項第1号に定められている条項の見直しを行い、政治倫理に関する議員の責務及び町民に選ばれた議員が遵守すべき倫理基準を定め、議会の活性化を目的として、次の付託事項の調査を行うため設置する。

3 付託事項

- (1) 涌谷町議会基本条例の見直しに関すること。
- (2) 倫理条例の制定に関すること。
- (3) その他議会の活性化に関すること。

4 構成

議長を除く全議員で構成する。 小委員会を設置する。

5 調査期限

調査終了までとする。

6 設置根拠

地方自治法第109条及び涌谷町議会委員会条例第5条。